

領事関連手数料改正のお知らせ

2017（平成29）年3月14日

毎年日本の会計年度に併せて領事関連手数料が改正されます。

本年も4月1日以降に受け付けた領事関連各種申請に伴う手数料は改正後の料金が適用されますので、以下にご案内します。

参考) 手数料は、政令によって円建で規定されている額を年度毎の換算率により現地通貨に換算しています。

主な領事関係手数料

		パスポートの種類	現行料金		新料金
パスポート	○10年有効		133 ドル	⇒	145 ドル
	○5年有効		92 ドル	⇒	100 ドル
	○12歳未満		50 ドル	⇒	55 ドル

		証明書の種類	現行料金		新料金
証明書	○在留証明 (住民票に代わる証明)		10 ドル	⇒	11 ドル
	○身分事項証明 (出生、婚姻等の証明)		10 ドル	⇒	11 ドル
	○サイン証明 (印鑑証明に代わる証明)		14 ドル	⇒	15 ドル

※日本年金機構へ提出する在留届は従来通り手数料が免除されます。